

## 城里町教育産業常任委員会会議録

日時 令和4年5月10日（火）

午後 3時03分

場所 城里町役場 3階 委員会室

---

### 出席委員（7名）

委員長	猿田正純君	副委員長	藤咲英美子君
	小塚孝君		関誠一郎君
	片岡藏之君		飯村栄君
	金長秀範君		

### 欠席委員（なし）

### 地方自治法105条の規定により出席した者（1名）

議長 阿久津則男君

### 説明のため出席した者の職氏名

水道課長	園部繁
主査兼係長	大塚一彦

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	阿久津雅志
主任書記	町田めぐみ
書記	高丸哲史

---

### 教育産業常任委員会次第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項

- (1) 社会福祉事業者の漏水に対する水道料金減免について
- (2) その他

## 4 閉 会

---

午後 3時03分開会

開 会

○議会事務局長（阿久津雅志君） ただいまから教育産業常任委員会を開会いたします。

---

委員長挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） では、委員長の挨拶でよろしくお願いいたします。

○委員長（猿田正純君） では、座ったままで。

本日は、お忙しい中を教育産業常任委員会の内容としましては、社会福祉事業者の漏水に対する水道料金減免についてということを中心として行っていきたいと思います。

最後まで慎重審議よろしくお願いいたします。

途中でいろいろ出たときに、もし職員の人たちもちょっと参考に来ていただくということもあるかと思しますので、その辺はよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございました。

---

議長挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） 続きまして、議長が出席ですので、一言ご挨拶いただきたいと思ひます。

○議長（阿久津則男君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

今日は、教育産業常任委員会ということで、ただいま猿田委員長からお話がありましたように、内容については、社会福祉事業者の漏水に対する水道料金減免についてということでありますので、猿田委員長の下、委員の皆様方には慎重審議よろしくお願いいたします。ご苦労さまでございます。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございました。

---

審議事項

○議会事務局長（阿久津雅志君） ここからは委員長の進行でよろしくお願いいたします。

○委員長（猿田正純君） それでは、社会福祉事業者という名目ですけれども、〇〇〇というのは、もう多分皆さんご存じだと思いますけれども、今回のこの件について金長さんとか飯村さんは、内容はおおよそ分かっていますか。

○委員（金長秀範君）　そうですね。全部はちょっと分からないですけども、一応、何回もこの議題に今回上がっている大事なテーマだなと思っていましたので、多少は。

ただ、皆さんが分かっているレベルかどうか分からないですけども。

○委員長（猿田正純君）　今回、関委員が一番今回の件では詳しく話を知っておりますので、一番最初に関委員のほうから概要だけお話をさせていただいてもよろしいですか。

○委員（関 誠一郎君）　はい、分かりました。

○委員長（猿田正純君）　お願いします。

○委員（関 誠一郎君）　それでは、一般質問のときと大体重なと思いますが、再度皆さんに深いご理解をいただきたいと思ひまして、ちょっと述べさせていただきます。

実は、この問題、3か月ぐらい前かな、〇〇〇の〇〇さんともう一人理事の方が私のところへ来まして、まず、漏水に関して町長と副町長のほうから400万円のほか300万円あげるから、後は議会の対応次第だということなものですから、私に何とか議会を賛成してくれるようにと頼まれたわけなんです。

私は、そこで考え分かりましたとは言わなくて、では調査させてくださいということで調査しましたら、かなり内容的に独善的な形で300万円、2人で話し合っただけで決めた経緯が明らかになりました。

その経緯をまた一般質問に戻ってお話ししますが、去年、町長、副町長が社会福祉法人と協議、スタートが8月に漏水検査をやったということによって漏水が明らかになりました。方向的に、その社会福祉法人、要するに、はっきり言いますけれども、〇〇さんに私は言ったんですよ。民間住宅でも企業でも、漏水がありますよという、検針員がパイロットが回っているということによって漏水もしていると、平成26年2月、平成28年4月、平成30年12月28日、これを正式に〇〇〇のほうに漏水していますからということを書いて、約11年間毎月検針員がパイロット回っているから漏水していますよと言ったにもかかわらず、〇〇〇では直さなかったと。

私、直接〇〇さんに言いました。これはあなたが悪いんだよ。結局漏水は、もう自己責任ですから、民間住宅、一般町民もそうですけれども、自己責任の上で何もしなかった、怠慢だということは、これは〇〇〇さんでちゃんとそれは分かってくれと。

そうしたら、〇〇さんも認めました。悪かったと。私が直さなかったのは悪かったと。このまま放置しちゃったと。総合的に2,800万円の上下水道料を払ったわけですよ。滞納しなかったんですよ。

そういう中で、去年の8月検査したら見つかって直した。そうしたら、ぐっと水道量が3分の1以下になったんです。

それから社会福祉法人では、まず、副町長に減免という話をしたら、町、水道課、そして仲田副町長が減免申請に当たり、それは8月20日に、減免申請では、最大2万円ですよということをお話ししていたんです。

それから、25日、今度は、〇〇さんが町へ来て仲田副町長ほか水道課でやった中で、減免申請の結果、過去10年間における管理責任について救済をお願いされたわけですね。

10月15日、仲田副町長と阿久津水道課長が〇〇〇に行きまして、条例を拡大解釈しても50万円までしか払えませんよということを伝えたんですけれども、そこで50万円では納得しないということで、再度、今度は、町長、仲田副町長も同席して話しした中で、300万円お支払いしますから、話合いのテーブルに乗りませんかという話を町側から提案したと。その根拠というのは、何もなかったんです。

それと、10月の末になって、中小企業等固定化給付金というコロナ対策費の中で、最大限200万円、それを半年間で2回に分けて町側が応募用紙を全戸に配布したと。

この最大限200万円というのは、ほかに事業者あったのかということまち戦に聞いたら、200万円は2件だけだと。1件はサテライト、これは電気料だと。2回目、また〇〇〇から申請が上がってきて、サテライトから上がってこない。まち戦に聞いたところ、どうして1年間に2回やったんですかと。コロナの持続化給付金、各商店街、商売やっている方に対する持続化給付金は、あれは1回だけなんですよ。にもかかわらずなぜ2回も急遽やったんですかと。

その中小企業等固定化給付金という、これは水道、光熱費に絞っているんですよね。200万円、200万円を出したと。これは、一般質問で私は問いただしたけれども、国の企業庁を調べることによって、社会福祉法人、医療法人、農業法人等々には該当しませんよと。これ支払いは駄目ですよということの回答は、国から私はもらっています。

にもかかわらず2回、400万円出したということは、どういうことなんだと。一般質問の中でまちづくり戦略課は、町長が認めるものはこの限りではないという答弁があったと。

そうしたら、故意的にやったと。わざと200万円出すためにわざと年2回やって、〇〇〇に200万円出すように仕組まれた200万円なんですよ。これは。だから、まち戦は苦しんで町長が認めるものはこの限りではないという答弁が出たわけですよ。ほかの条例云々、もう関係ないんですかね。

10月8日に町長がこれを議会にオープンにしてもいいですかという、結局、社会福祉法人に問いかけているんですけれども、社会福祉法人はオープンにしてくださいと。どうぞやってもらえませんかということなんですけれども、10月にあったにもかかわらず、年明けでも全く議会には相談なかったと。

それで、町が300万円出すと、町長、副町長が約束したということ、それに伴って、じゃ根拠はということで、3月になって水道課に町長が規則、要項の変更を、これ水道課で変えてくれということについて、課長をはじめ職員全員が拒否したと。社会福祉法人だけ減免の措置はできないと。一般町民と同じなら分かるんだけど、それはできないと拒否したと。

そしたら、町長は、総務課の若い君嶋君に、じゃこれを書いておけということで書かせ

て、またそれを水道課に持ち直して、課長が出したような形で例規審査会にかけた。

例規審査会で私が一般質問したように、4人の担当者、総務、財務、税務、副町長についてこの社会福祉法人だけ1年間遡って減免するということはあるのという話をしたかと思うんですけども、曖昧な返事で終わっちゃった。

当時山口総務課長が退職されてからですからね、聞いたのは。そうしたら、半分ごり押しだと。有無も言わずこれでやってくれということが大きな経緯なんですけれども、私が、これ、どうして一般質問したかという、町民をさておいて、社会福祉法人だけ1年間減免するという、そこだけを助けるという要項、規則を改正することは、全く背任行為なんですよ、これは。

町民、水道メーター入っている人は誰も同じ権利であってしかるべき、町民は1か月分の70%しか減額しないにもかかわらず、社会福祉法人だけは1年間減額すると、これはあり得ない話であって。

その300万円の話は、11月22日に、結局要項も何も変えていない状態で町長と副町長は300万円返すという話を決めちゃったんです。結局〇〇さんは、それを本気にしちゃったんです。だから、〇〇さんは、何とか議会に了解していただいて、その300万円が欲しいんだというお話であります。

私は一応〇〇〇から相談を受けていますから、回答書を作りました。これは皆さんにお渡しするわけにはいかないので、読み上げます。

過日ご相談受けました内容について回答いたします。

頂いた資料を基に調査させていただきました。

まず、固定費給付金ですが、6か月分を2回の応募に分けたようにしてありますが、町長が課長に無理を承知で指示し、1回目200万円、2回目200万円と意図的に支出したことが判明いたしました。

また、その300万円、救済制度の上限300万円を提示したが、これは町水道料金漏水認定減免基準を悪用し、本来なら水道加入者全員が対象でなければならないのに、社会福祉法人のみを1年前に遡って減免するという内容を変更したことについて、水道課職員は全員拒否したにもかかわらず、総務課の若い職員に町長が書かせて、このような377万円という金額になったと。

以上のことから、この377万円に関して、悪意があり、議会としては認めるわけにはいかないということに決定いたしました。

今回の件に関して、町長、副町長が私的な判断で約束したことなので、個人的に返還してもらえればと思います。

というのが要項、規則、3月にやった、そのときに377万円という数字が出るんですけども、その要項も変えないまま11月に町長、副町長が300万円という勝手に約束しちゃったということは個人的な考えの下やったことであって、町長、副町長に返してもらえ

いいんじゃないですかと。

そうしたら、〇〇〇では、じゃそういうふうに裁判という形の中でできればという話はしてありました。

最後、まとめとして、3項目上げまして、固定費給付金については、社会福祉法人には、国、企業庁が認めないとの判断であります。救済制度の上限377万円の支給については、社会福祉法人のみ1年前に遡り減額するということは認めることができません。

3、この問題は、〇〇〇〇、町民が町長、副町長にだまされたと私は判断します。

以上ということで〇〇〇に報告書を出しました。

今までの流れはこういうことです。

○委員長（猿田正純君） ありがとうございます。

非常に理解するのもちょっと難しいのかしれないですけども、現段階で意見のある方いましたら。

じゃ、片岡委員。

○委員（片岡藏之君） 予算は、今止まっている状況ですよ。

○委員長（猿田正純君） はい。

○委員（片岡藏之君） その中で、この常任委員会で、このことについて何をしようというんですか。委員長にお聞きしたいんですが。

○委員長（猿田正純君） これは、とにかく事実関係、私たちも何というんですか、税金を使ってお金を減免しているというようなところ、まして町民の人たち、私も正直いって2年ぐらい漏水していたんですけども、その金額は全部払っていましたが、私は別に金返せとか、何もそういうことは言わなかったですけども、自分が悪いので。

ただ、〇〇〇さんの場合は、あくまで社会福祉法人としての、何というんですか、固定化給付金のほうも対象外だし、今回の減額するやつも、規則なんかも勝手に変更して、返しちゃっているというようなやつは、あくまで税金を使ったお金ですからね。それを個人的に勝手に本当にやられていいのかなという。

○委員（片岡藏之君） 例えば、本町で一番関わりがあったと思うんですけども、城北病院の撤退した理由というのは分かりますか。

○委員長（猿田正純君） いや。すみません。私は本当の理由は分かりません。

○委員（片岡藏之君） 城北病院は、要するに老朽化して、それで壊すのにお金がないと。できれば町のほうで壊すときのお金を少し援助してくれないかというような話があったわけです。そのとき、町は、これはできませんと言って断ったわけです。

そういった状況の中で、城北病院は、じゃあ城里にはいられないねということでよそに行ったわけです。

○委員長（猿田正純君） すみません。それが、私は本当かどうか分からないので。

○委員（片岡藏之君） あとは、茨城県の話でいうと、ひたちなか市のロックフェス、あ

れも県のほうに打診があったわけですよ。コロナで私らも継続したいんですけども、少し県のほうで援助をしてくれませんか。そうしましたら、県のほうでは、いやそれはできません。じゃ、私らは千葉に行きますということなんです。

千葉に行くのを発表されてから、県で、いや何とか援助しますからお願いしますよと言ったって、それは遅いですよ。地元の人たちがそのことで潤っていた方たちもいたわけですよ。

○委員長（猿田正純君） 確かに、はい。

○委員（片岡藏之君） それを県のどなたが解釈したか分からないですけども、それはできませんと言ったがために、あれだけの大きいプロジェクトが県外に行っちゃったわけですよ。

ロックフェスの場合、ただ単純に地元の人だけの売上げじゃないですからね。茨城県として大きな名前が売れるメリットがあるわけですよ。真夏の夏休みの最中にあれだけ大きなイベントをやってくれるわけですから。

そういったこともあって、あとは近くで言うと水戸市、水戸市では、一時元吉田にある山口組の事務所、あれ市で買いましたよね。買い上げるということをやりましたよね。あとは、今度は泉町の、あそこのアパートにも何億円というお金を出しましょうということをやっていますよね。だから、それは首長の政治判断だと思うんですよ。

この前の否決されたときにも、町長が茨城新聞の取材に答えて、あくまでもこれは政治判断でやったことだと言っているんだから、私らがどうのこうの言うあれはできないと思うんですよ。首長の政治判断。

ましてや、それが駄目だと言うんだったらば、8月に選挙があるわけですから、そのときに町民がおのおの考えればいいわけですよ。

今、この予算が止まっている状況の中で、私らが常任委員会でどうこう言うべき問題ではないと思っています。これ、お金が執行されちゃっているんだったら当然言わなくちゃならないと思うんですけども、今執行されていない状況ですから。

○委員（関 誠一郎君） 予算は執行されているんだよ。400万円執行されているんだよ。

○委員長（猿田正純君） 固定化給付金は執行されていますからね。

○委員（片岡藏之君） あれはまた別でしょう。

○委員（関 誠一郎君） 別だって言ったでしょう、今、説明。

だから、県だって、それは結局出さないと。町も今回のこの……

○委員（片岡藏之君） でも……

○委員（関 誠一郎君） ちょっと聞けよ。

この問題に関して、町民も同じレベルにするんだったら私は何も騒がなかったんです。何でそこだけ、社会福祉法人、そこだけですからね。条例改正したのは。そういうことはあり得ないでしょうという話なんですよ。



○委員（片岡藏之君） でも……

○委員（小唄 孝君） これ、ちょっと、今、片岡委員から説明受けたんだけど、城北病院とか、そういう水戸市だかひたちなか市の話聞いて言っているようだけれども、その裏づけ、ちょっと出してください。しゃべったやつに対して、ここで、こうだつていうの城北病院が撤退するだの、そういうのを、私、長年議員やっていて初めて聞いた話で、そういうのが片岡委員がこの議場でしゃべっているんだから、その裏づけを、こういうことで撤退したと、町と恐らくやり取りがあるあれがあるでしょうから、それちょっと確認させてから、ちょっと話し合い、説明受けたいと思う。

やっぱりそういうのを片岡委員が熱を持って言っているわけだから、そういうものの裏づけを確認して、本当にそういうことがあってはいけないなと思うのが、やっぱり町民のあれだから、やはりその裏づけをちょっと出してください。大至急。それで確認しましょうよ。委員会で。

関委員が言うように、やっぱり持続化給付金が支払われているというのも、やっぱり老人ホームは現金収入じゃなくて、日払いでスーパーみたいに毎日売っているやつじゃないのに、そこに持続化給付金が、金が払われているというのも変な話で、やっぱり私らが本当に困っていても、そういう本当に、そういう手を延べてくれないのに、そういう形で老人ホームは現金払いで毎日、今日は何人来たから幾ら売上げですという形で持続化給付金が支払われているということだったら、やっぱりそれはいいと思いますよ。現金払いで老人ホームは。きちんとスーパーと違って、老人ホームは現金収入ではないと思うんだよね。

そういうので持続化給付金が支払われているというのも、関委員が言うのも私は問題だと思うし、片岡委員が言うのも、心配するのも大事だと思うので、大至急裏づけ出してください。あなたが説明したように。町とやり取りがあった、それで撤退したと思うんだけど。

○委員（関 誠一郎君） じゃ、暫時休憩して資料揃えてもらうか。

○委員（小唄 孝君） ちょっとそこら辺の裏づけ、片岡委員、出してくださいよ、皆の前でしゃべったんだから。城北病院とのやり取りが町とあったわけだろうから。やっぱり。

○委員（片岡藏之君） それは、だって、現在の職員で分かっている人がいるかどうか分からないですよ。

○委員（小唄 孝君） 分からない話をあなたはしているんでしょう。

だから、そういうこと、分からない話をするんじゃないの。分かっている裏づけを、ちゃんと裏づけを出してしゃべんなくちゃ駄目だよ。

あなたは副議長なんだよ。裏づけを出しなさい。

○委員（片岡藏之君） だから、私はそういうふうに話を聞いていたんですよ。

○委員（小唄 孝君） 聞いている話で、熊さん八つぁんの集まりじゃないんだから、そういう話をするんじゃないの。

裏づけ出さない。皆さん一期の議員で、何も分からない人らいるんだから。城北病院とのやり取りのやつが、町とそういう話合いがあって、そういう裏づけがちゃんと残って出されて、あなたがしゃべっているんだらうから、それをきちんと出して、こういうことで撤退したんだよと。

○委員（片岡藏之君） じゃ、一番古い小坪議員は、この話は全然分からないわけですね。そういう話はなかったということですね。

○委員（小坪 孝君） 分からない。

○委員（片岡藏之君） じゃ、いつの間にか、城北病院は行っちゃったと。

○委員（小坪 孝君） だから、あなたが分かっているのなら、その裏づけを出さないというの。何で分かっているの。私が分からないのに。

そういう熊さん八つつあんじゃないんだから、分からない話をしてねえで、ちゃんと分かる裏づけを出さない。あなたは立派な副議長なんだから、やっぱりみんなの上に立つ人なんだから、そういう証拠を出してちゃんとしゃべりなさいよ。

町だって、話合いをするのに、やっぱり議事録取っていないわけないんだから、きちんと。

○委員長（猿田正純君） どうですか。

○委員（片岡藏之君） 努力します。

○委員（小坪 孝君） 大至急出してください。

○委員（片岡藏之君） 大至急と言ったって、今ここで、だって……

○委員（小坪 孝君） だって事務局、役場であなたが聞いてきた話で、誰に聞いてそれをしゃべっているのか。誰に聞いてしゃべっているのか。

○委員（片岡藏之君） もう退職していないでしょう。その時点の……

○委員（小坪 孝君） 退職していない人の話と言ったって、ちゃんといる人出さないよ……

○委員（片岡藏之君） いる人だって、分かっている人いないでしょう。だってこの中で……

○委員（小坪 孝君） 分かっている人いない話はするんじゃないと言ってんの。

話終わりにしましょう。

私からは以上です。

○委員長（猿田正純君） どっちにしても……

○委員（小坪 孝君） 私は、関委員の話は、持続化給付金が払われているというのは、そういうことはあってはいけないと思う。やっぱりスーパーじゃないんだから。

○委員長（猿田正純君） 現在、予算を否決しているので止まっているだけであって、今回のほうの……

○委員（小坪 孝君） 片岡委員が言うように、正当だったら、みんなで予算つけて、ち

やんと払ってやらなきゃならないんじゃないのか。やっぱり。

○委員（関 誠一郎君） ちょっといいですか。

○委員長（猿田正純君） はい。

○委員（関 誠一郎君） 私、最初から言っているように、この規則を、やっぱり元に戻すと。やっぱり町民と一律、事業者と一律、社会福祉法人も水道に関して、水道は企業会計ですから、誰も一律なんです。だから、その規則、要項を削除すると。その377万円も削除なら私は納得しますよ。

○委員（小坏 孝君） 私は、関委員の説明に感銘を受けているわけ。やっぱりそういう、ああいう直して、ちゃんとやって、手続踏んでから返しますよと約束するんらいいけれども、それが無いのに、約束をしているということは駄目だよということを言いたい。関委員が言っているように。

○委員（関 誠一郎君） 去年の11月に300万円あげるからと言っておいて、それで3月に要項を改正しているんだから、それはおかしい話ですから。

○委員（小坏 孝君） 条例の条項にないやつを返すと言っている町長、副町長が、やってはいけないことをやっているということを私は判断したい。

○委員（関 誠一郎君） そうですよ。

○委員（小坏 孝君） ね。

○委員（関 誠一郎君） 個人的に〇〇〇と町長、副町長が話し合ったんだから……

○委員（小坏 孝君） 私らだって、漏水していたって、3か月漏れていたって、3か月分はきちっと払って、最後に1か月分の70%しかもらえないのに、それは町民なら誰も等しく、関委員が言うのは、私は感銘受けていますよ。それは当たり前だと思う。

片岡委員が言うのは、要するに、どこで聞いてきた話か分からないような話を聞かされたって、駄目だから、裏づけを出してくださいよと言っているだけで。

次にいってください。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○副委員長（藤咲芙美子君） やっぱり町長が答弁の中で、自分もお世話になるから、出したってというようなことも言いましたよね。あのことについては、これは収賄罪です。

それから、コロナの企業の交付金を出したというのは、国のお金なんです。あれ100%国のお金なんだから、それを公文書偽造にしたんじゃないかと、公文書偽造になるんじゃないかと、国のお金をそのまま、どういう状況のもとで、それを、交付金を、企業交付金を、持続化給付金を水道のものに代えてやったその根拠が何なのかという、そこら辺のところもしっかりと知りたいなというようなこと。

とにかく、この今回のものは、町長が行政の私物化をしていると、私は言わざるを得ないと思っています。

いろいろ私は、関委員が〇〇〇に行って、話の中で、私、疑問に思ったのは、何で

2,800万円で終わりにしなかったのか。そこら辺のところ、やっぱり聞きたいし、2,800万円で、もしかしたら、町長との話の中で、裏話になるのかどうなのか分かりませんが、2,800万円も出して園がやり切れなくなっちゃったから、何とかして町で助けてくれないかと言ったかもしれないし、私、それは全然分かりません。聞いていませんし、だけれども、そういうことがあったとしても、それはやっちゃいけないこと、町長は、何でそこでお金を払わなかったのというところで、しっかりと、きちんとやるべきだった、払わないで、そこで止める役割をすればよかったんですよ。

自分が悪いというのを認めただし、2,800万円というのは、かなり大きな金額なので、多分〇〇さんとしては、痛かったんだと思います。しかし、やっぱりこれは自己責任として認めるしかないんじゃないかなと。町民のお金を使うというのは、絶対、やっぱり許せないし、200万円も出して、そしてまた200万円、2回目に出して、さらに、今皆さんが言っていたように、要項を変えて、1か月に1年前に遡るといようなことを、勝手なことで、副町長とやってしまったと。

それは、やっぱり議会で話もしないで、自分で私物化してしまったんじゃないかと、何を考えているんだろうというのが、非常に私たちは憤りを感じています。

ですので、今片岡委員が水戸市の話とか、ひたちなか市の話とかしましたけれども、そんなの関係ないですよ。今、ここの中の話の中では。今は、町長が何でその200万円を払ったのか、2回払ったのか、何でコロナの給付金を代えてしまったのか、それから、法的になることを考えないで出してしまったのか。物すごくいろんなものが、疑問があるんです。それを解明してほしいなと私は思っているところです。

以上です。

○委員（関 誠一郎君） 委員長いいですか。

○委員長（猿田正純君） はい、関委員。

○委員（関 誠一郎君） 減免の基準を一部改正する規程、これは多分タブレットに入っていると思います。いいですか、ちょっと読み上げますね。

第2条2項、「漏水の認定は、水道課職員が認定したものに限り、また、水道料金の減免は、原則として漏水発見の当月分だけとする」と、これは現行のままなんですけれども、ここで悪意が発生して、ただし、これは規則の追加です。「ただし、社会福祉法に掲げる第一種及び第二種社会福祉事業に係る社会福祉施設における漏水については、漏水の認定の期間を漏水発見の月から起算して1年前までの分とする」と、1年前までは減免しますよという、これは追加で規則を変更しているんですよ。本来なら、1か月分だけなのに。

最後に、「この規程は、公布の日から施行し、令和」これは1年間遡るんですよ。「令和3年4月1日から適用する」と、何で社会福祉法人が入ったから1年前に遡ってこの規則を施行しなくちゃならないのか。普通は、次の月の何月の1日か、それとも4月1日が普通は基準なんですよ。条例とか規則の変更。

これ、ここだけがわざわざ1年前に遡っているんですよ。これは見え見えでしょうよ。こんな要項の変更なんて許されないですよ。じゃ、町民も同じくしてくださいよという、それならいいですよ。

○委員（小唄 孝君） 確かに、今の要項からいくと、社会福祉法人だけが減免を受けるというのが問題で、私も思う。主体は、やっぱり町民が主体だと思うんだよね。だから、誰もが平等に、町民が同じレベルで受けられるのなら話は分かるんだけど、それを社会福祉法人だけが減免できるなんて、片岡委員、これはどう思うんですか。今の話を聞いて。予算が通っていないからしょうがないか。

○委員（片岡藏之君） いやいや。

○委員（小唄 孝君） どう思うか。ちょっと答えてみて。

○委員（片岡藏之君） この場合は、町長が茨城新聞の取材に対して、否決されたというふうに答えていますけれども、政治判断でやりましたということで……

○委員（小唄 孝君） 政治判断で。

○委員（関 誠一郎君） あのね。政治判断と言うけれども、じゃ何のために規則の規程、要項、条例があるのか。条例があれば政治判断なんかやったら、独裁政治そのものでしょうよ。何でもありでしょうよ。

○委員（小唄 孝君） 政治判断できない……

○委員（片岡藏之君） でも、そういう形で……

○委員（小唄 孝君） 要項が決まっているのに。

○委員（片岡藏之君） 本人がそういう形で否決されたと言っているわけだから、でも、ある程度首長として、やっぱり政治判断が重要なことってあるんじゃないですか。

○委員（関 誠一郎君） それやったら、条例も何もいらんよ。法律いらんよ。

○委員（片岡藏之君） いや、要領もなにもいらんって言うけれども……

○委員（関 誠一郎君） 議員になって何年やっているのか、あなた。条例でみんな生きているんだよ。法律で生きているんだよ。法治国家だよ。

○委員（片岡藏之君） 法治国家であつたって、でも、ある程度首長として政治判断……

○委員（小唄 孝君） 片岡委員……

○副委員長（藤咲芙美子君） それは駄目。駄目。

○委員（小唄 孝君） 片岡委員、残念だね。あなたが副議長で、町長判断でできるなんていう考えを持っているなんていうことは、ちょっと、やっぱり町民主体に考えて、やっぱり条例とか要項とか、やっぱり規則で決まっているんだから、国は法律で守られているんだけど、町は条例とかそういうので守らなくちゃ、これは政治判断でできるなんて、町長のやつを100%ごり押しできるような町会議員では、ちょっと嘆かわしいね。

○委員（関 誠一郎君） 副議長の資格ないよ、あなた。そう言うんだったら。

○委員（片岡藏之君） そうですか。

- 委員（関 誠一郎君） 辞めるべきだよ。すぐ辞めな。
- 委員（小坏 孝君） 副議長になっているなんていうのもちょっと恥ずかしいね。
- 委員（関 誠一郎君） 辞表を出してちょうだいよ。  
副議長なんて言いたくない。
- 委員（片岡藏之君） いいですよ。別に、何も辞めたって別に構わないですから。
- 委員（関 誠一郎君） 辞めたら。そのほうがいい。
- 委員（小坏 孝君） 関委員。落ち着いていきましょう。ちょっと政治判断でやらせるなんていうのは……
- 委員（片岡藏之君） いや、本人がそういう新聞の取材に対して言っていたから、私は……
- 委員（小坏 孝君） そういう取材の話で、ここの議場でしゃべっているんじゃなくて、ちゃんと、ここは条例で、我々議会を運営しているんだから、条例とか要項で運営しているんだから、それに基づいて語りなさいよ。国は法律で語っているんだから。
- 委員長（猿田正純君） 町長の考えじゃなくて、片岡委員の考え……
- 委員（小坏 孝君） 町長の考え方で町が何でも成り立つだなんていう考えを持っているという副議長が俺は残念だと思う。
- 委員（片岡藏之君） いや、そう思われるんだったら、しょうがないですけども、でも、あくまでも社会福祉法人というのは、要するに、掲げてあるもの以外のものに対して、そういうのは、民間の会社と違って……
- 委員（小坏 孝君） 法人というのは、営利団体でもねえし、そういう補助金もらうのにも前もって申請したり何かして、そういうきちんと出さなくちゃ、そういう補助金だって、何だっでもらえねえのよ。
- 委員（片岡藏之君） だから……
- 委員（小坏 孝君） 税金も払ってねえところが……
- 委員（片岡藏之君） 福祉法人を掲げていて……
- 委員（小坏 孝君） そういうの、だから、ルールにのっとって町がやんなくちゃ駄目でしょうと。
- 委員（片岡藏之君） 話を聞いてください。  
だから、社会福祉法人であるがために、要するに町としては無理を言って、今までお世話になっている人もいたわけですよ。
- 委員（小坏 孝君） お世話になったと言ったって、ただで世話になっているのか。
- 委員（片岡藏之君） ただでは世話になっていないけれども、その辺のところはあるわけですよ。そういう……
- 委員（小坏 孝君） 町民が世話になっているのは確かだな。誰かはな。
- 委員（片岡藏之君） だから、そういう形の中で……

○委員（小坏 孝君） でも、片岡委員、条例と、やっぱり要項で守られているんだから、それにのっかって……

○委員（片岡藏之君） じゃなくて、そこを見たときに、町民が世話になって……

○委員（小坏 孝君） それを我々が町長に条例を守りなさいよと言っていくのが、議員の立場なのよ。

○委員（片岡藏之君） じゃなくて、例えば、〇〇〇さんが、じゃ、これで町のほうが援助してくれないんだったら、私らは、じゃここで営業というか、活動をやめますよと言ったときに、町にとってどれだけダメージになるか。

○委員（小坏 孝君） やめるならやめてもらったっていいんじゃないの。介護保険料が上がらなくて済むんだから。

○副委員長（藤咲芙美子君） 片岡委員、それは間違っている。あのね、それをやるんだったらきちんと議会に出すべきですよ。議会に出して、相談して出すべき。それを、持続化給付金が該当もしないのに、それを使っちゃったりとかしている。

○委員（片岡藏之君） その話をしているんじゃないです。私。持続化給付金じゃなくて、その減免の話ですよ。

○副委員長（藤咲芙美子君） だから、減免にするにしても、何で議会に出さないの、そんなこと。大事なこと。

だって、それは町長の判断でだけやってしまったということはおかしいことでしょう。

○委員（片岡藏之君） だから先月出したでしょう。先月。

○委員（小坏 孝君） 先月出したか。

○委員（片岡藏之君） 4月に出したわけでしょう。それで否決になったわけでしょう。

○副委員長（藤咲芙美子君） それをやる前に、それ何で、どういう判断でそんなふうにしたのかということでしょう。何で合わないのに、無理やり出して合わせてやった持続化給付金出したのか。

○委員（小坏 孝君） さっき、関委員の中で、水道課でこういうあれはいけないという、そういう話をしたという職員がいるみたいだから、その人の職員の話を知りたいね。逆に。そういう町長に駄目だよと言ったという話がやっぱり水道課にいるというから、ちょっと話を聞きたい。

○副委員長（藤咲芙美子君） やっぱり……

○委員長（猿田正純君） 事実を聞きましょうよ。

○副委員長（藤咲芙美子君） 事実は事実として、やっぱりきちんと出していかないと駄目ですよ。お世話になっているから人に出しますよなんていうような、そういうの、誰もがみんななあなあでやっちゃっているというのは、そんな……

○委員（片岡藏之君） なあなあじゃない。

○副委員長（藤咲芙美子君） 収賄罪になりますよ。それは。

○委員（片岡藏之君） それは政治判断でしょう。

○副委員長（藤咲芙美子君） やっちゃいけません。政治判断じゃないです。それは。

○委員（小坏 孝君） 町長が泥棒したって、町長判断だからいいんだと言うのか、片岡委員。

○副委員長（藤咲芙美子君） 行政を私物化しないでください。

○委員（小坏 孝君） 何でもいいのか。町長が判断したやつは。町長判断だからいいんだなんて。

○委員（片岡藏之君） 町民の利益になるため……

○委員（小坏 孝君） それなら、町民の利益になるために、町民も減免もそれは直さないよと関委員が言っているんだから、俺は感銘を受けていると言っているの。

○委員（片岡藏之君） だから、〇〇〇さんがなくなることのほうが町民にとってリスクが大きいと思ったからやったわけですよ。

○委員（小坏 孝君） リスクが大きいって何。老人ホーム撤退すると言うんだったら、撤退したっていいんじゃないの。だって、町民の要項で、条例で、こんなふうには減免は3か月分の1か月、直したら70%水道を減免しますよという、もう昔から決まっていて、もう何世代もそういう形で常北町、城里町、桂で、七会とかで、そういう生活してきて、頑張ってきた人がいるのに、今度だけが、老人ホームだからなんて言うんだったら、きちんと議会にも、きちんとそういう説明をして、藤咲委員が言うように、そういう要項も直す、条例も直す、そういう形を取ったらいいんじゃないですかと、藤咲委員が言っているんだから、私はそれは大事な話だと思うよ。

町長判断で片岡委員が言っている、町長の判断でできるんだというのと、なんでも独裁政権になっちゃう……

○委員（片岡藏之君） そういう判断をしてやったんですよ。

○委員（小坏 孝君） あと会議進めましょうよ。私も体調あまりよくないほうだから、長く……

○委員長（猿田正純君） 呼んでもらっていいですか。水道の詳しい方を。

○委員（小坏 孝君） そういう町長に駄目だよと言った職員の話も……

○委員（関 誠一郎君） そうだね。

○委員（小坏 孝君） 聞きたいね。やっぱりそういう進言して。

○委員（飯村 栄君） 委員長いいですか。

○委員長（猿田正純君） はい、飯村委員。

○委員（飯村 栄君） 関委員にちょっとお伺いしますけれども、中小企業固定化給付金ですか、それは中小企業庁か何かに問合せして、そういう福祉法人とか、そういうやつには該当しないと。

それをやった場合は、罰則とかそういうのは、関委員は、中小企業庁のほうへ聞いたわ



けですか。

○委員（関 誠一郎君） 罰則までは聞かないけれども、結局該当しないところにお金を400万円支払ったということはおかしいでしょうと。だから、私は一般質問のときに、まち戦の課長に聞いたわけだよ。

○委員（小坪 孝君） 飯村委員、それ該当しないときには、やっぱり後で返還命令が来ると思うよ。

○委員（飯村 栄君） なるほどね。

○委員（小坪 孝君） やっぱりね。該当しないのに支払っちゃっているということは。そこら辺で理解して……

○委員（飯村 栄君） あと、今回、議会ですので、私から提案なんですけれども、例えば、NPO法人とか、非営利団体ありますよね。そういうのが、今度不可抗力で漏水なんか起きた場合は、1年前に遡って補填してあげるとか、何パーセント返してあげるとかのようなことも考えてもいいんじゃないかと私は思うんですけれども。

○委員（関 誠一郎君） あのね、結局、いいですか。

○委員長（猿田正純君） どうぞ、関委員。

○委員（関 誠一郎君） 町が今回問題にしているのは、町が応募したのは、中小企業固定化給付金、要するに水道光熱費を目的にして……

○委員（飯村 栄君） それはもちろん……

○委員（関 誠一郎君） だから、それが結局、議会と町側がきちんと話し合って、結局社会福祉法人に該当するんですよ、非営利団体って。NPOは、いずれにしても。

だから、そういう形の中で、今回、募集要項にも全く当てはまらない、当てはまるように全体も当てはまるような募集要項にすれば、何ら問題なかったんですよ。当てはまらない募集要項をして、お金を出したから、私は言っているだけであって。

○委員長（猿田正純君） そういった水道料金の、何というんですか、減免の条例が町にはちゃんとあって、遡るのは1か月だけなんですよ。

○委員（飯村 栄君） いや、だから、私がさっき言ったのは、NPOとか、そういうやつが不可抗力でこういうことがあった場合は、新たにそういう規則とか条例をつくるのはどうなんだろうというのを……

○委員（関 誠一郎君） それは、また次の段階。今回解決して、皆さんが納得した上で解決して、それから次の段階で、結局、町の執行部に対してこういう方法もいいんじゃないのと。それは次の段階ですから。

○委員（飯村 栄君） はい、分かりました。

○委員長（猿田正純君） 金長委員、何かありますか。

○委員（金長秀範君） 僕は大した頭じゃないので、すごく皆さんの説明聞いて納得する言葉、本当に多いと思う。関委員の意見も、小坪委員の意見も、町長の判断で。

ただ、やっぱり1つ言えるのは、大きく言ってしまうと、救いを求めてきたということですね。ミスを認めているわけです。業者としては。でも、そこにさっき言った町民のお金です。大切なお金です。そうしたら、やはり1企業だけ、でも町長の中では、いろんな考えがあってこういうふうにした。でも、そのプロセスを含めて、やっぱりこうなる前に、やっぱり町長の思いもいいと思うんです。それは思いとしては。ただ、そういうあくまで条例がありますし、守らなきゃいけない、当たり前です。

ですけれども、こういうことは、いろんな、やっぱり行政やっていく上であるんでしょうけれども、議会と、もっとやっぱり町長の考えも含めて、もっとコミュニケーションとか、お話し合いをして、こういう話があってこうだということをやらないからこうなっているというのは、すごく思うんです。これを聞いていて。

だから、どの考えが正しいとかよりも、皆さん、多分それぞれの考えも、一生懸命考えて出しているんだけど、いいほうに着地をしたいなど、僕は思って、ずっとない頭を使って聞いていたんですけど、なので、もうちょっと、こうなる前に、こういう話があるんだけどと投げかけて、もっと早い段階でこういう話ができれば、こういう解決案がいいんじゃないですかというような、よりよい着地点がどこがいいのか分からないですけど、もっといい形でなるといいなというのが、ごめんなさい、漠然とした答えになっちゃいますが、というふうな感じです。僕の頭の中では。

○委員長（猿田正純君） ありがとうございます。

逆に町長に提案してもらいたいんですけども、こういう情報とか、それは、もっと議会に早く出すように言ってもらえると……

○委員（金長秀範君） そうだと思います。スタートは、もうそこが違っているから、多分こういうふうになっているんだと思いますので。

○委員長（猿田正純君） 私たちがいくら言っても、通常の文書だって、何でしたか、1週間待ってくれとか、そういう通知まで町長から出されているし、とにかく、もう隠蔽体質はすごいんですよ、今。

○委員（関 誠一郎君） だから、私、さっき言ったように、去年の11月に議会にオープンにしてもいいですかと、町長が〇〇〇に言っているんです。〇〇〇もオーケーもらっている。

そのときに、議会に話があってしかるべきだったんですよ。

○委員（金長秀範君） そうです。

○委員（関 誠一郎君） こういう状況で今話進んでいるんだけど、どうでしょうかと。ということで、そういう話し合いがあればよかったです。何もなのまま勝手に規則まで変更しちゃって、こうなったからこれ認めてくれよというのは、ちょっとおかしいでしょうと。

○委員（飯村 栄君） そういう話は、結局なかったんですね。

○委員（関 誠一郎君） ない。全く。私、議長ですから。

○委員（飯村 栄君） 私、まだ議員じゃなかったものですから、全然、そういうのは分からないんですけども。

○委員（関 誠一郎君） 全くない。

来るんですか。あれ。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 30分くださいと。4時半になるって言うんですけども。

○議長（阿久津則男君） じゃ、委員長、すみません。

どっちにしても、話を進めなくちゃならないと思うんですよ。関委員からの説明もございました。やっぱり水道課が水道量メーターの、毎月増えているのを注意していたにもかかわらず、介護施設はやっていなかったのが、もともとの原因なんですよ。

○委員長（猿田正純君） そうですね。

○議長（阿久津則男君） それに対して、簡単に言えば、便宜するような規約というか、それをつくったわけでしょうから、それは、当然反対討論なんかも聞いていると、納得します。議長の立場として。

ですから、やはり話進めるには、元の規約、何でしたか、これは。

○委員（関 誠一郎君） 規則。

○議長（阿久津則男君） 規則に直すと。飯村委員からも今話ありましたけれども、もっと多くの業者に、対象になるようにとは言ったけれども、常識的に考えて、注意していればこういうふうにならないですよ。元は。

だから、せいぜい1か月の70%、もともとの規約はね。だから、それに戻すのが、私はいいのかなと、聞いていてそう思ったんです。

ですから、関委員もそういう考えで、さっき言ってくれたので、そっちのほうで話進めてもらいたいと思うんです。今日は、これは水道料金の減免ということだから。

○委員（関 誠一郎君） そうすれば何ら問題ない。

○議長（阿久津則男君） まずはね。

○委員長（猿田正純君） あとは予算を取り下げると。

○議長（阿久津則男君） そういうことですよ。

○委員（関 誠一郎君） そうそう。

○議長（阿久津則男君） これで、そのトータル185億円の予算を否決するというのも、町民に対しても、これは説明できないので、ただ、駄目なところは駄目で、修正して、それで再度執行部に出してもらおうというように、私の立場からとしてはそうしてほしいんです。

以上です。

○委員長（猿田正純君） ここは採決の場じゃないですよ。

○議長（阿久津則男君） これは、どの町民に聞いても、おかしいと思われちゃいますよね。思われちゃうじゃなくて、思われますよ、これは。

だから、納得いくためには、やはり元に戻す。

○委員（関 誠一郎君） そう。

○議長（阿久津則男君） 取りあえず元に戻すということで進めていかないと、お互いに言いたいことを言っちゃっても、やっぱり片岡副議長言ったように、ほかの市町村はあまり関係ないと思うんですよ。

○委員長（猿田正純君） じゃ、取りあえず今の2点、規則の削除、今回の。本当は、町長の判断でなんていうやつは、全て全部取り下げてもらいたいんですけども、そうもいかないでしょうから。

あと377万円の取下げ。この2点を、じゃ、委員長のあれで報告して、町長に出してもいいですか。

○委員（小坪 孝君） これ、議会と町長とのトラブルは、一つ、私が議長やったときから、提言したいんですけども、町長が認めるものはみんなただ、だから議会に諮らないんですよ。町長が認めちゃって、みんなただにしちゃって。

だから、その要項は、全部削除してもらって、議会と一緒に、やっぱり両輪のごとく話し合っ、て、予算でも何でもきちんと決めていくような形で、町長が認めるやつは、みんなただなんていうのは、削除してほしいね。予算を通すためのあれだったら。

○委員（関 誠一郎君） 結構、条例についても、規則についても、必ず載っているんですよ。町長が認めるのはこの限りではないと。

○委員（小坪 孝君） それが大きな間違いになっちゃって、町長が認めちゃうとみんなただになったり、トラブル、いつになっても絶えないと思う。

○委員（関 誠一郎君） そうすると、仮に何の条例であっても、1条から20条まで条例きちっと決めた。最後、21条で町長が認めるものはこの限りではないという文言があると、前の20条まではゼロなんです。条例ないほうがよくなっちゃうんです。だから、こういう判断になっちゃったんです。

だから、その文言、やっぱり小坪委員が言うように、全条例の文言を削除ですよ。

○委員長（猿田正純君） はい、飯村委員。

○委員（飯村 栄君） ちょっと不勉強で申し訳ないんですけども、他町村なんかの条例というのは、そういう文言というのはないんですか。

○委員（関 誠一郎君） いや、他町村は調べたことないので分からないんですけども。

○委員長（猿田正純君） この間、ちょっと聞いたんですけども、入っているのは、やっぱり入っています。それは緊急対応とか、そういうときには。でも、ここの町長みたいには、ほとんどほかは使いませんとはっきり言っています。

○委員（関 誠一郎君） その文言は、町長が認めるというのは、緊急性があるものだけ

しか使わないんですよ。他町村は。ごめんなさい。それがありません。

○副委員長（藤咲芙美子君） いいですか。

○委員長（猿田正純君） はい。

○副委員長（藤咲芙美子君） その町長が認めるものについてなんですけれども、ある程度町長が認めるものというのは必要なんだと思うんです。例えば、何でもかという、要するに、生活保護を受けていたり、低所得者で払えなかったりとか、そういうようなときに町長が認めるものとか、それから、あと一番大きなものとしては、災害に遭って、災害に遭ったことによって払えなかったりとか、それから、状況がちょっと判断ができなかったりとか、いろんなことがあって、どうにもならないんだというときには、町長が判断するものと、判断するときはいいとするというような形になると思うんです。

だから、あってもいいんですけれども、これは、やっぱりそれを悪用して町長がそういうことを何でもかんでもこういうものに変えてしまうということ自体がよくないと私は言っているんです。ここですよ。

○委員長（猿田正純君） これも政治判断だと言っちゃうと、ちょっと……

○副委員長（藤咲芙美子君） そうです。これを政治判断だなんて言って、自分で我がもの顔にして、独裁政治みたいなことをやってしまったんでは、何の町は成り行き、届かなくなります。

ですので、そここのところは、きちんと、何が町長の判断でいいのか、何が町長の判断で駄目なのかというのをきちんと考えてやってほしいというところですよ。とにかく収賄罪になるようなこと、公文書偽造してまでも、コロナ対策交付金をやってまでも、200万円出してしまうなんていうようなことは、やってほしくない。それは、政治判断なんて言われても、私たち議員としては納得できません。

○委員長（猿田正純君） 今の規則の件と377万円の今回の分のほかに、200万円、2回、固定化給付金を納めた、これも、こっちの件はどうしますか。これはもうしようがないというか、本来やっちゃいけないところにやっているわけですから。これも。

○副委員長（藤咲芙美子君） それは、委員長いいですか。

○委員長（猿田正純君） はい。

○副委員長（藤咲芙美子君） 出してしまったことによって、結局それは、町民の税金、一般会計から出たわけですよ。一般会計から出たんですよ。

○委員（関 誠一郎君） そう。

○副委員長（藤咲芙美子君） きちんと委員会の中でこういう指摘があって、こういう現状だったと、だから、今、200万円を2回出してしまったというようなことを町長がきちんと広報なり何なりに出すべき。反対する議員が悪いとか、何とかなんていう問題じゃないですからね。これはもう。

本当に納得のいかないところを、議員が反対する、議員がいかにも悪いみたいな言い方

されるときがありますけれども、とにかく町長がきちんとそこのところは表示、出すべきだと思います。

○委員（関 誠一郎君） これは、やっぱり町長、副町長、まちづくり戦略課長、この3人の謝罪は必要ですね。

○議長（阿久津則男君） 委員長、固定化給付金か、あれはまた別で分からないんですが、それは、町で指導したのか。町長が出せと。

○委員（関 誠一郎君） ほかの町の業者、事業者がかなり出しています。それは。でも、最大200万円というのは、〇〇〇と場外車券売場、ただ、場外車券売場は1回だけだった。結局は、1回目200万円出したというのは、あの要項を見ると、前年の同じ月の売上げが50%、それが最初上半期200万円、下半期、結局同じ文言で、前年の同月の売上げ50%ということになると、ほとんど売上げゼロになっちゃうんだよね。そういう募集要項ってあり得ない。そこで同じところが2つもらうというのはあり得ない話なんです。それは、出しちゃったんだから、町長と3人で謝罪してもらえと。

○議長（阿久津則男君） それは、書類が出て、要項に引っかからなければ受け付けるというやつでしょうから。

○委員（関 誠一郎君） そうそう。まち戦の課長は、社会福祉法人は該当しないというのは認めたんだから。それが、結局、町長が認めることによってということで答弁したわけだよ。本会議場で。

○議長（阿久津則男君） 課長は大分、俺課長に聞いたか町長に聞いたか忘れちゃったけれども……

○委員（関 誠一郎君） 受付したんですよ。私も受付見えていますから。

○議長（阿久津則男君） それは、受付しても大丈夫だから受付したとは違うんですか。

○委員（関 誠一郎君） 違うと思う。払うために受付した。

○議長（阿久津則男君） 払うため。町でやるのかな、そういうこと。

だから、車券売場もそうだし、あとゴルフ場なんかも。そうらしいよね。

○委員（関 誠一郎君） ゴルフ場は分からない。

○議長（阿久津則男君） ゴルフ場もそうらしいですよ。ゴルフ場というのはどこのゴルフ場か知らないけれども、やっぱり2回ぐらい払っている、申請したから払ったというようなことも聞いているので、出てくれば受付しなくちゃならないのかなと私は思ったものですから……

○委員（関 誠一郎君） でも、やっぱり募集要項に合わないとおせないわけですよ。

○議長（阿久津則男君） もちろんそうですよ。だから、合っているから受付したんだと思うんだよ。役場は。合っていなくて受付したら、それこそまたおかしくなっちゃうもんね。そこはやっぱり確認。課長に聞けば分かるんだと思う。

○委員（関 誠一郎君） 基本的には売上げ云々でやっているから、中小企業だからね。

○議長（阿久津則男君） それは、駄目なら駄目で、小坪委員が言ったように返還するようですからね。認められなければ。検査して。それは後で分かると思いますけれども。

○委員長（猿田正純君） そこもやっぱりまち戦のほうに、そこは確認ですね。これね。これは、まち戦の話になると、総民の……

○議長（阿久津則男君） そうなっちゃうよね。

○委員長（猿田正純君） 話になっちゃいますよ。

400万円のほうは、お願いしますかね。400万円ほうは。

○委員（関 誠一郎君） 400万円。

○委員長（猿田正純君） ええ。固定化給付金のほうは総務民生のほうに。

○委員（関 誠一郎君） 本来は駄目なんだけれども、ただ、課長も苦しいと思うし。

〔「俺は発言しては駄目でしょう」と呼ぶ者あり〕

○委員（関 誠一郎君） では、暫時休憩でいいんじゃない。

○委員長（猿田正純君） では、暫時休憩でいいですよ。

午後 4時12分休憩

---

午後 4時43分開議

○委員長（猿田正純君） では、委員会のほうを再開します。

お二方せっかく来てくださったので、別に百条委員会とかそういうわけではないので、ただ、ちょっとお話をさせていただきたいところ、聞かせていただきたいんですけど、漏水問題で、〇〇〇さん、町長が今年の3月に1年前に遡ってなんていう規則を改正してしまいましたよね。その辺のところを水道課の方々が、多分皆さん、全員拒否されていらっしやると思うので、その辺のところをちょっとお話、素直に……

○委員（関 誠一郎君） 課長いなかったかな。

○委員長（猿田正純君） 課長いなかったですから、大塚さん、すみません。そこら辺、もし話せる範囲でいいですよ。

○水道課長（園部 繁君） 私も前課長から伝え聞いているところによりますと、やっぱり例規の改正部分になかなか納得できない部分が、職員のほうにはあるということは伺っておりました。なかなか、やはり公平性とかその辺問題があるんじゃないかということだったと思います。

○委員長（猿田正純君） 結果的には、全員が拒否をしたという。

○水道課長（園部 繁君） 何をもって拒否ということになるのか、その辺は難しいところで、何ともその辺が……

○委員長（猿田正純君） いや、規則の改正を書けという、それを総務課のある人が書きましたけれども、そっちに行く前に水道課のほうでは、やっぱり拒否をしたという言葉でいいんですよ。それはできないというふうに。

○水道課長（園部 繁君） そこまでは、多分ないと思うので、決裁上は、ある程度の方の印鑑はみんな受けているということにはなっておるんですが。

水道課の方針としては、今までどおりの基準でやっていきたいなという方針は町長のほうにも伝えたということは聞いています。ただ、その部分については、多分町長のほうで政治的な判断でここは変えるということになったというふうに、私自身は現在は受け止めているところですが。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 大塚君に聞きたいんだけど、課長じゃなくて。この規則改正するとき、町長がかわいそうだから直してあげたいんだと言ったということは覚えていますか。〇〇〇がかわいそうだから、これを直してあげたいんだという。

○水道課主査兼係長（大塚一彦君） 直接私もその話は聞いてはいないんですけども、ただ、報告書の中では、それに近いような内容、救ってあげたいんだという話は出ていたことは覚えています。

○委員（関 誠一郎君） ただ、私が勘ぐったのは、かわいそうだからと、そのかわいそうだというのは、何がかわいそうなのかというのをちょっと探ってみたんですよ。

というのは、坏の特養を造るときに、グリーンなかさいとうちの後ろにある地方病院の何といったかな、それと〇〇〇に結局町長が承諾に行ったと。そのときに、グリーンなかさいでは、病床を増やしてくださいと。病床というか、老人ホームのベッドを増やしてくださいということを要望したと。

町長は、結局、いまだかつて約束は守ってもらっていないと。要するに交換条件出したわけですね。グリーンなかさいは。だから、多分〇〇〇も交換条件を出したんじゃないかというのをちょっと探りは入れたんですよ。

結局、交換条件で出したけれども、町長は何も履行していないということで、町長が負い目となって、かわいそうだからと文言を入れたのかなと思っていたんですけども、これは〇〇〇に確認したんだけど、それはなかったと。〇〇〇でははっきり言わなかったんですけども、ただ、水道課としては、やっぱり町民レベルを考えれば、無理だよという判断をしたのは、私は正解だと思うんですよ。

これで3月に例規審査会やったんだよね。

○水道課長（園部 繁君） そうですね。

○委員（関 誠一郎君） 3月だね。

○水道課長（園部 繁君） はい。

○委員（関 誠一郎君） それで、私、一般質問で例規審査会のメンバーに一人一人聞きましたけれども、でもそれも曖昧の回答で終わってしまった。

なおさら水道課長やった人が、例規審査委員会の委員長をやったということですので、例規審査会もあくまでも形だけで終わってしまったと。



- 委員（小坪 孝君） 聞くことがあれば聞いてもらって。
- 委員（関 誠一郎君） でも重要なところを、今課長から出たから。
- 委員（小坪 孝君） 恐らくここでしゃべってくださって言ったってしゃべれないだろうし、後で調査委員会でもするんだったら、ちょっと聞かないで。
- 委員長（猿田正純君） 何か聞きたいことございますか。水道課のほう。せっかく課長といらっしゃってくださっているのです。
- はい、どうぞ。
- 委員（小坪 孝君） 今まで私が監査委員やっていたときに、水道料金、滞納者が多くて、減免措置をしちゃってかなり金額がやっていたんだけど、今、どのぐらいの減免額やっちゃっていますか。水道料金。
- 水道課長（園部 繁君） 不納欠損の。
- 委員（小坪 孝君） 不納欠損の。水道課で私が監査委員やっているときは、三百何万円ぐらい不納欠損やっちゃっているし、今、金額。
- 水道課長（園部 繁君） 細かい正式な数字はないんですが、令和3年度の実績でいきますと20万円以下程度の不納欠損額を予定しているということです。
- 委員（小坪 孝君） 総額で幾らぐらいあるんだか。
- 私の記憶でいくと、年間で三百何万円ぐらい不納欠損やっちゃっている記憶が頭に残っているんだけど。
- 水道課主査兼係長（大塚一彦君） ここ数年は、数十万円単位の不納欠損になっています。
- 委員（小坪 孝君） 滞納額は幾ら。
- 水道課主査兼係長（大塚一彦君） 滞納額ですか。
- 委員（関 誠一郎君） 委員長、これ後でいい。後で小坪委員に。
- 水道課主査兼係長（大塚一彦君） わかりました。
- 委員（関 誠一郎君） じゃ、なければいいんじゃないですか。
- 委員長（猿田正純君） じゃ、すみません。後で個人的に伺いに。
- 水道課長（園部 繁君） はい。
- 委員長（猿田正純君） すみません、今日、忙しいのに。
- 水道課長（園部 繁君） いえ。
- 委員長（猿田正純君） 突然呼び出して申し訳ない。ありがとうございました。
- 水道課長（園部 繁君） どうもすみませんでした。
- じゃ、失礼いたします。
- 水道課主査兼係長（大塚一彦君） 失礼します。
- 委員長（猿田正純君） どうもありがとうございました。
- 最後、まとめというところで、結果報告ということで、規則、要項を削除、これを要請

するんじゃないくて、削除をお願いすると。それから、377万円の取下げということ、これも要望します。この2点は、委員長のほうから町長のほうに報告をするということにします。

あとは、じゃ……

○副委員長（藤咲芙美子君） これ、もうこれで終わりになったら、もう終わりですか。これ以上の追及はしない。

○委員（関 誠一郎君） 結局、委員長として、その要望でやるか、あと、皆さんの意見ですけれども、これじゃ納得しないよと言うなら、次のステップに行くし、皆さんの意見取りまとめたほうがいいんじゃないですか。

○委員長（猿田正純君） そうですね。

藤咲委員。

○副委員長（藤咲芙美子君） この件、大っぴらにしたくないというのもよく分かるんですけども、もう今までもたくさんいろんなことがあって、本当にしょうがないか、しょうがないかというようなことで流されてきた傾向が結構ありました。

忙しいのはすごくよく分かるんですけども、私がどうしても納得できないというのは、嘆願書出してくださいとか、持続化給付金を充てましようと言ったりとか、そういうところの経過が全く見えてない。深いところが見えていないんです。何でこういう行動を起こしたのか、何でこういう漏水が2,800万円出たのに、何でそういう、何というのか、お世話になってしまったからとか、なるからとか、これからもお世話になるからとかというような単なるもので、町のお金を、税金を200万円も、300万円も、トータルで800万円出そうところなんだと思うんですけども、納得できませんよ。町の税金。

です。何で要項を変えてまで支払わなくちゃならなかったのか、理由が欲しい。それから、法的に、今、異なるということなんだけれども、そういうことの認識がなかったのかとか、本当に一つ一つ出していったら、全然、まだまだ足りないものがたくさんあります。

私が聞きたいことは、とにかく200万円要請されて支払った根拠。それから、要項を変えてしまってまで支払う理由。法的に異なることだという認識があるのか。そういう大きな問題から10年前から遡って、何で改善しなかったのかという〇〇さんと、それに対しての町長、町側で、どういう対応を〇〇さんにしていたのか。放っておいて今になって出したのか。それが分からない。

なぜ10年間放置したことを、いいか、いいか、まあまあ何とかしようというような、そういう話になったのか。〇〇さんにどういう形で伝えたのか。〇〇さんはどう答えたのか。その放置したことによる責任感はどうだったのか。

それから、とにかくそういう細かいことが非常に分からない。それを納得できないので、その辺が分かれば何とかいいんですけども。

○委員長（猿田正純君） これも〇〇さんの話も聞かないと。今の話はなかなか難しいところもあるので。

○副委員長（藤咲芙美子君） それを、まあいいかと、今回、じゃ200万円はいいかと、そして50万円にしようということで、50万円さらに払ってしまおうかというような3点を弁護士が言っているという話なんだけれども、町の税金、こんなことに使われていいんだろうかと、物すごく腹立たしさを感じます。こういうのが納得できません。

○委員長（猿田正純君） ほかに何かありますか。次回、もうちょっと継続審査をしてみようということになるのか、それとも、今回のこれでいいという。

○委員（関 誠一郎君） それだったら、今藤咲委員が言われたように、300万円の根拠と、あと200万円の固定化給付金の根拠、これを、あとはその根拠について文書の提出を求めたらいいでしょう。

○副委員長（藤咲芙美子君） 答弁の中で、かわいそうだからというのは理由にならないからね。そういうことだけ言ってあげて答弁求めて。

○委員長（猿田正純君） これは、やっぱり町長ですかね。

○委員（関 誠一郎君） 町長、副町長だろうな。でも、副町長随分絡んでいるんだよね。これね。

○委員長（猿田正純君） そうですよ。7回も行っているわけですからね。

○副委員長（藤咲芙美子君） 時間かけて委員会やった意味がなくなっちゃうので、私は、ここら辺のところ、しっかりと追及していただきたいなと思います。

○委員長（猿田正純君） 分かりました。

では、取りあえず委員会として、先ほど言われたような根拠というところ、一番重要なところ。その辺の文書の提出を町長、副町長に求めていきたいと思います。

ほかに何か、あとございますか。

もし、それでまともな回答が来なければ、また再度開くことになるかもしれないんですけども。

○議長（阿久津則男君） それはあれですか。固定化給付金も、教育産業委員長で大丈夫なのかな。関連はしているのかもしれないけれども。

○委員長（猿田正純君） 取りあえず総務民生と一緒に……

○委員（関 誠一郎君） これは総務民生だね。

○議長（阿久津則男君） 総務民生なんでね。そのものは。

○委員長（猿田正純君） 両方で確認取るようにしています。

○議長（阿久津則男君） 水道料金と関連して、そのあたりもしているんだろうから。ただ、お金自体はまち戦でしょうからね。

進めてください。

○委員長（猿田正純君） あとは、さっきの小坪委員が言った、不納欠損の部分も、それ

も後で確認を取ります。

ということで、今日の委員会を終了したいと思います。

最後に、藤咲副委員長、お願いします。

○副委員長（藤咲芙美子君） 慎重な審議、本当に時間かかって、皆さん審議していただきました。やっぱりこういう委員会で再度集まってもらって審議をするというのは、やっぱりどこを向いた町政なのかということが必要なことだと思うんです。やっぱり町民の税金集めるということに対して、税金は、滞納者はどうなんだ、こうなんだというようなことで、非常に滞納に対しての追及はかなりきついです。

しかし、一方、こういうことが簡単に町長の決裁の中でやられてしまうということは、私たち議員としてやっていいんだろうか、許していいんだろうかどうかというところまで、やっぱり問われるんじゃないかと思うんです。

ですので、本当に今回の審議、お疲れさまです。今回、委員長のほうと私が含まれるかどうか分かりませんが、町長にそういったことの要望書を出して、きちんと回答してもらおうということで出していきたいと思います。慎重審議、本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 5時02分閉会